平成２７年（フ）第１２２号
新潟市東区下場新町17番１号　コーポラスハオ201号
債務者　村越登美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２３号
新潟市東区中島２丁目１番27―903号
債務者　赤塚　省子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４６号
新潟市東区大形本町２丁目９番12号
債務者　中村　彬彦
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
新潟市東区石山４丁目３番８号　サンライフ石山202、旧住所新潟市西区東青山２丁目３番地13
債務者　島田　尚美（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６号
新潟市東区上木戸５丁目10番９号、前住所新潟市東区逢谷内６丁目８番７号　阿部借家
債務者　中野　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６３号
新潟県新潟市南区助次右エ門組17番地
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９号
金沢市鳴和２丁目１番８号　ハウス代官山208号、従前の住所金沢市七ツ屋町ニ25番地15
債務者　田中　静枝
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４号
石川県白山市熱野町イ51番地３　永伸ビル303号室
債務者　澤田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４０号
福井市文京２丁目17番18号　五十嵐マンション２階
債務者　村居　智世（旧姓米山・高野）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
長野県松本市元町１丁目８番25号　リベラもとまち102号室
債務者　長谷川雄一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０９号
長野県安曇野市穂高柏原3278番地　市営住宅柏原団地26号
債務者　並木　節子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１３号
長野県木曽郡木曽町福島2613番地５　越畑町営住宅21号
債務者　水野　國松
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８２号
三重県津市栗真町屋町1625番地35
債務者　海老原恵子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５７号
滋賀県東近江市八日市東本町17番８―25号　マリーベルハイツⅠ106号室、前住所滋賀県東近江市林町706番地　コーモドビビエンダ103号室
債務者　一柳　英夫
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目14番20号　ハイムグランツ305、前住所東京都中野区野方６丁目47番２号　メゾンローリエ106
債務者　三井　隆之
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町９番28―507号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園２丁目18番13号
債務者　山本　富子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係